最終更新日：2017年12月13日

京成電鉄株式会社
代表取締役社長　小林 敏也
問合せ先：電話　(047) 712-7000 (代表)
証券コード：9009
http://www.keisei.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「京成グループ理念」に基づき、安全・安心を第一に事業活動を行っており、全てのステークホルダーから信頼を獲得し、持続的な成長とグループ企業価値の最大化を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると考えております。具体的には、経営の健全性及び透明性の観点から、意思決定の迅速化及び効率化、監督の強化、内部統制システムの整備、適時適切な情報開示について体制整備に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
政策保有先との取引・協力関係の構築、維持強化がなされ、当社及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に取得・保有することとしております。なお、毎年、取締役会で主要な政策保有株式について報告し、保有意義を検証しております。
議決権行使については、当社及び当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から、議案ごとに賛否を判断して議決権を行使します。

【原則1-7】
当社の取締役会では、会社法並びに金融商品取引法に基づき、当社役員及びその近親者（二親等以内）と当社グループ、並びに役員及びその近親者（二親等以内）が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの間の取引の有無及びその内容を毎年定期的に確認しております。また、役員が競業取引及び利益相反取引を行う場合は、事前に取締役会の承認を受けた上で、取引実績を取締役会で報告することとしております。

【原則3-1】
(1)京成グループ理念、中長期経営計画につきましては当社ウェブサイトで開示しております。
（当社ウェブサイト：http://www.keisei.co.jp/keisei/ir/index.html）

(2)本報告書1-1.「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)当社は、交通事業という極めて公共性の高い事業を主力としており、健全な事業経営と、それに伴う安定的・継続的な利益還元が、株主をはじめお客様・従業員・地域社会等の期待に応えることであると認識しております。このため、当社の取締役報酬は、役職位及び経営環境や業績等を勘案して定める報酬部分に加え、中長期的な業績連動報酬との位置付けから自社株取得目的報酬部分を支給しており、これにより中長期的視点による企業価値向上への各取締役の貢献意欲が高まるものと考えております。なお、賞与は支給しておらず、退職慰労金制度も廃止しております。
各取締役の報酬については、独立社外取締役及び独立社外監査役が出席している取締役会で社長へ一任する旨の決議を得た上で、予め設定した職位別報酬額に基づき支給しております。

(4)取締役・監査役候補者の指名と経営陣幹部の選任を行うに当たっては、安全・安心第一、法令・規則の遵守といった、京成グループ理念の価値観を共有し、グループ企業価値の最大化に貢献し得る豊富な経験と高い能力、識見を備えた人物であるかを基準とし、全体のバランス（知識、経験、能力、年次等）や多様性等に鑑みて社長が原案を作成しております。なお、独立社外役員候補者の指名に当たっては、「社外役員の独立性の判断基準」を定め、その独立性を判断しております。
取締役会については、当社の規模や業容、効率的な審議等の観点から、取締役は20名以内、監査役は5名以内が適正人員であると考えております。
取締役候補者の指名並びに代表取締役及び役付取締役の選任、常勤取締役の担当業務委嘱等については、社長の原案に基づき、独立社外取締役及び独立社外監査役が出席している取締役会で審議の上、決定しております。監査役候補者の指名については、社長が候補者を選定し、4名の独立社外監査役を含む監査役会の同意を得た上で、独立社外取締役2名が出席している取締役会で決議しております。

(5)取締役・監査役候補者の個々の経歴及び選任理由は、選任議案を上程した際の「定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】
当社取締役会は、法令上取締役会による専決事項とされている事項及び取締役会規則にて規定された事項について決議しております。また、取締役会がその決議事項について基本的事項又は重要な事項のみを決定した場合には、社長がその細目を決定できるほか、社長は他の業務執行取締役に対し、取締役会の決議によって委任された範囲内において、業務執行の決定を委任することができる旨を取締役会規則に定めております。なお、別に職務権限規則を定め、業務執行上の権限と責任を明確にし、経営活動の効率的運営を図っております。

【原則4-8】
当社取締役16名のうち2名が独立社外取締役であり、また、監査役5名のうち4名が独立社外監査役（常勤監査役2名、非常勤監査役2名）であります。独立社外取締役及び独立社外監査役からは、当社の経営執行等の適法性について、客観的・中立的な立場から有効な意見等が提供され

ており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を十分に果たしていると認識しているため、今後も当社独自の「社外役員の独立性の判断基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名とする体制を継続したいと考えております。

【原則4-9】
当社は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性を判断する基準を、以下のとおり定めております。

（社外役員の独立性に関する基準）
当社における独立性のある社外役員は、原則として、次のいずれの要件にも該当しない者とする。
⑴ 過去3事業年度において下記a～fのいずれかに該当していた者
a．当社の主要な取引先（1事業年度当たりの取引額が、当社の連結営業収益の2%以上又は当該取引先の連結営業収益の2%以上となる取引先）である者又はその業務執行者（業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人等をいう。以下、同じ。）
b．当社の主要な借入先（各事業年度末において当社の資金調達につき代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）である者又はその業務執行者
c．当社から、コンサルタント、会計専門家又は法律専門家として役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
d．上記c．の利益を得ている者が団体である場合は、1事業年度当たりの当社から当該団体に対する支払額が当該団体の年間収入の10%を超える団体に所属する者
e．当社の主要株主（議決権保有比率の10%以上を保有する株主）である者又はその業務執行者
f．当社から1事業年度当たり1,000万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者
⑵ 次に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
a．上記⑴に掲げる者
b．現在又は直近3年以内の期間において当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
c．現在又は直近3年以内の期間において当社の子会社の非業務執行取締役であった者

【補充原則4-11-1】
原則3-1(4)をご参照ください。

【補充原則4-11-2】
取締役・監査役の重要な兼職の状況につきましては、「定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類及び有価証券報告書等にて毎年開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-3】
⑴ 評価の方法
当社は、全ての取締役及び監査役に対して、取締役会の実効性評価の趣旨等を説明のうえ、各評価項目に関する質問票を配布し、その回答結果に基づいて、取締役会議長（社長）、総務人事担当役員、独立社外役員3名（社外取締役2名、常勤監査役1名）の計5名が評価者となり、取締役会全体の実効性について分析・評価を行いました。
⑵ 評価項目及び各項目の評価結果
分析・評価を行った評価項目と各項目の評価結果は以下の通りです。
a．取締役会の規模：当社の規模・事業の形態に適した人数である。
b．取締役会の構成：能力・知識・経験のバランス等、多様性の状況と戦略との整合性から考えて、現在の当社にとって適した構成である。
c．取締役会の運営状況：開催頻度・時間配分は適切で、上程される議題の内容、資料、説明も適切である。議事の進行も適切であり、意思決定に際し十分に議論できている。
d．株主その他ステークホルダーとの関係：取締役会は主要な投資家、その他のステークホルダーの視点を十分にくみ取ることができている。
e．リスクテイクを支える環境：取締役会は業務執行取締役に対しリスクテイクを促す方向に機能している。
f．取締役会による監督：取締役会は代表取締役、業務執行取締役、その他の取締役相互に対し、十分な監督機能を果たしている。
⑶ 取締役会の実効性評価の結果の概要
各評価項目について分析・評価を行った結果、当社取締役会の全体の実効性については十分に確保できていることを確認しました。また、昨年度の課題であった資料の配布方や説明時期等については、改善を図った結果、当該項目の評価が向上しました。今回の実効性評価で得られた意見等を参考にしつつ、引き続き取締役会のさらなる機能向上を図って参ります。

【補充原則4-14-2】
社外取締役を除く新任の取締役に対しては、当社取締役としてのあるべき姿を示した文書を配付し、社長による講話の実施と合わせて意識付けを行っているほか、会社が費用を負担して外部研修に派遣し、取締役の役割や法的責任等について必要な知識・情報を習得する機会を提供しております。また、年1回、外部有識者を招いて、主に経営をテーマにした講演会等を実施しております。
新任の社外取締役・社外監査役に対しては、就任時に当社グループの事業概要や歴史、経営戦略、重点実施事項等に関する情報を提供しております。また、社外取締役・社外監査役に対し、当社及びグループ会社の事業内容を適切に把握できるよう、現地視察を実施しております。

【原則5-1】
当社は、経営統括部をIR担当部署と定め、経営統括担当役員がIR業務を管掌する体制を整備しております。株主を含む投資家との対話については、経営統括部が中心となり、経理部、総務人事部等と連携して対応しております。
機関投資家に対しては、決算説明会を年2回開催し、社長等が経営計画並びに決算などについて直接説明するほか、経営統括担当役員及び経理担当役員が個別に機関投資家との対話の機会を設けております。個人投資家に対しては、証券会社主催の説明会を定期的に開催し、事業概要、経営計画並びに決算などについて説明しております。
決算説明会資料等のIR資料は、速やかに当社ウェブサイトにて開示し、当社グループに関する理解を深めていただくよう努めております。
IR活動により得られた意見及び情報については、逐次、社長、担当役員に報告し、事業活動の有益なアドバイスとして活用しております。
対話に際しては、未公表の重要な内部情報（インサイダー情報）が外部へ漏洩することを防止するため、内部者取引防止規則に基づき情報管理を徹底しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,148,500	9.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,558,000	5.54
日本生命保険相互会社	6,008,500	3.48
株式会社オリエンタルランド	5,850,000	3.39
株式会社みずほ銀行	5,715,000	3.31
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,844,979	2.81
三井住友信託銀行株式会社	2,876,500	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,627,700	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,234,000	1.30
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,147,547	1.25

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者から、平成29年10月16日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書 (変更報告書) により、平成29年10月9日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書 (変更報告書) の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
住所：東京都千代田区丸の内1－4－5
保有株式数：8,474千株
発行済み株式総数に対する所有株式数の割合：4.92%

氏名又は名称：株式会社三菱東京UFJ銀行
住所：東京都千代田区丸の内2－7－1
保有株式数：4,844千株
発行済み株式総数に対する所有株式数の割合：2.81%

氏名又は名称：三菱UFJ国際投信株式会社
住所：東京都千代田区有楽町1－12－1
保有株式数：1,793千株
発行済み株式総数に対する所有株式数の割合：1.04%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤井文彌	弁護士								○			
古川康信	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤井文彌	○	〈略歴〉 昭和41年4月　弁護士登録 昭和46年8月　卓照法律事務所(現　卓照綜合法律事務所) 開設 同事務所弁護士（現） 平成26年6月　当社社外取締役（現） なお、当社と卓照綜合法律事務所の間では、顧問契約を締結しております。	赤井文彌氏は、卓照綜合法律事務所の弁護士であり、経営に対する客観性や中立性を重視して選任しております。同氏は、当社が顧問契約を締結している卓照綜合法律事務所に所属しておりますが、同氏及び同氏の所属する団体に対して、当社が取締役報酬以外に多額の金銭その他の財産を支払っている事実はありません。従って、当社は同氏との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしております。

古川康信	○	〈略歴〉 昭和55年9月　公認会計士登録 平成22年8月　新日本有限責任監査法人　経営専務理事 平成24年8月　同監査法人シニア･アドバイザー 平成26年6月　当社社外取締役（現）	古川康信氏は、新日本有限責任監査法人の元シニア･アドバイザーであり、経営に対する客観性や中立性を重視して選任しております。同氏は、新日本有限責任監査法人の出身者でありますが、同氏及び同氏の所属する団体に対して、当社が取締役報酬以外に多額の金銭その他の財産を支払っている事実はありません。従って、当社は同氏との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が行った監査に関する報告を随時求め、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うほか、定期的(年4回程度）に会合を持ち意見交換をするなど、相互に緊密に連携を図っております。
また、監査役は、会社業務及び財産状況の調査その他の監査業務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を図ることにより、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村岡隆司	他の会社の出身者										△			
河上　守	他の会社の出身者										△			
星　弘行	他の会社の出身者							△						
松山保臣	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村岡隆司	○	〈略歴〉 平成17年 5月 株式会社UFJ銀行執行役員 平成20年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 平成23年 6月 当社常勤監査役 (現) なお、当社と株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行との間には、資金借入等の取引があります。	村岡隆司氏は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の元常務執行役員であり、経営に対する客観性や中立性を重視して選任しております。同氏は、当社の資金借入先である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の出身者でありますが、当社は、同社からの借入金が当社の意思決定に影響を及ぼすことがないと認識しております。従って、当社は同氏との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしております。
河上　守	○	〈略歴〉 平成22年 6月 中央三井信託銀行株式会社取締役専務執行役員 平成24年 4月 三井住友信託銀行株式会社顧問 平成24年 6月 株式会社日本製鋼所常勤監査役 平成28年 6月 当社常勤監査役 (現) なお、三井住友信託銀行株式会社との間には、資金借入等の取引があります。	河上守氏は、三井住友信託銀行株式会社の元顧問であり、経営に対する客観性や中立性を重視して選任しております。同氏は、当社の資金借入先である三井住友信託銀行株式会社の出身者でありますが、当社は、同社からの借入金が当社の意思決定に影響を及ぼすことがないと認識しております。従って、当社は同氏との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしております。
星　弘行	○	〈略歴〉 平成18年 6月 株式会社日本政策投資銀行理事 平成20年 6月 空港施設株式会社常勤監査役 平成23年 6月 空港施設株式会社専務取締役 (現) 平成27年 6月 当社監査役 (現) なお、当社と株式会社日本政策投資銀行との間には、資金借入等の取引があります。	星弘行氏は、当社の資金借入先である株式会社日本政策投資銀行の出身者でありますが、平成20年6月に退任しており、経営に対する客観性や中立性を重視して選任しております。従って、当社は同氏との間に特別な利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしております。
松山保臣	○	〈略歴〉 平成23年 4月 日本生命保険相互会社取締役専務執行役員 平成25年 6月 株式会社星和ビジネスリンク取締役社長 平成25年 6月 三菱瓦斯化学株式会社監査役 (現) 平成28年 6月 当社監査役 (現) 平成29年 6月 ニッセイ情報テクノロジー株式会社代表取締役会長 (現) なお、当社と日本生命保険相互会社との間には、資金借入等の取引があります。	松山保臣氏は、日本生命保険相互会社の元取締役であり、経営に対する客観性や中立性を重視して選任しております。同氏は、当社の資金借入先である日本生命保険相互会社の出身者でありますが、当社は、同社からの借入金が当社の意思決定に影響を及ぼすことがないと認識しております。従って、当社は同氏との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成17年7月より、常勤取締役に対して、月額報酬の一部を自社株取得目的報酬として支給し、役員持株会への拠出により自社株取得・保有を図る業績連動的な報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(1)取締役に対する報酬は、285百万円(平成29年3月期分)で、これには使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
(2)監査役に対する報酬は、69百万円(平成29年3月期分)です。
(3)会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と締結した監査契約に基づく監査証明に係わる報酬は、64百万円(平成29年3月期分)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、役職位及び経営環境や業績等を勘案して定める報酬部分に加え、中長期的な業績連動報酬との位置付けから自社株取得目的報酬部分を支給しております。各監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、事前に議題を社外取締役・社外監査役を含む全取締役、監査役に通知し、資料の事前配布を行い必要な情報を伝達しております。また、社外監査役4名のうち2名が常勤監査役であるほか、監査役の職務を補助する体制として監査役会事務局を設置し、専任の使用人(3名)を配置しており、2名の非常勤監査役との情報伝達等のサポート体制を整備しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行)
1.取締役会
　取締役会は2名の社外取締役を含む16名の取締役で構成し、原則として、月1回、取締役全員の出席により開催し、業務執行上重要な事項に関する意思決定を効率的に行っております。なお、取締役については、常勤取締役に各部門の業務執行を委嘱し、責任所在の明確化を図っております。

2.経営会議
　経営会議は10名の常勤取締役で構成し、原則として、週1回、常勤取締役全員の出席により開催し、取締役会規則、経営会議規則等に基づき、常勤取締役に委嘱されている業務の執行に関する審議、報告を行い、適切な業務執行を行う体制を整備しております。

3.グループ経営管理体制
　グループ・コーポレート・ガバナンス推進の一環として、平成16年4月に、「グループ経営理念」、「グループ行動指針」等を策定し、グループ各社が共通の理念・指針に基づき経営することとしました。また、併せてグループ経営計画規程を策定し、グループ経営計画体系及びグループ会議体系の整備を行っております。
　これらに基づき、グループ社長会、セグメント別グループ経営会議、グループ各社毎の計画推進会議等を開催し、計画・実績等の協議、報告を行っております。
　また、グループ各社における重要事項については、関係会社管理規程で定める業務処理区分等に応じて、当社の承認を得ること又は、当社と協議することを義務づけるなど、グループ経営管理体制の強化を図っております。

(監査・監督)
1.コンプライアンス・リスク管理委員会
　法令等の遵守を確実なものとすると共に、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性を有するリスクに組織的な対応を図ることを目的として、常勤取締役等で構成され、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会(原則年2回開催)を設置し、内部監査計画並びにリスク対応に関する審議や実施結果の報告等を行っております。
(1)　内部監査
　業務執行組織から独立した内部監査を実施する体制として内部監査部(6名)を設置し、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て決定した年度計画に基づき、監査役と連携してグループ会社を含む財務報告に係る内部統制に関する内部監査、コンプライアンスに関する内部監査、業務執行に関する内部監査、業務効率に関する内部監査を計画的に実施しております。指摘事項があれば速やかに是正させ、結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。
(2)　通報者窓口
　コンプライアンス体制の実効性を高めるため、法令の違反行為等の通報窓口を内部並びに外部に設置しており、通報内容に応じて迅速に対応する体制を整えております。

2．監査役監査

監査役会にて、「監査の方針と計画」を決定、各監査役が業務の分担等に従い、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べているほか、当社事業所の監査及び子会社の実地調査を行っております。また、会計監査人監査の報告を随時求めるなど会計監査人とも緊密な連携を保っております。

3．会計監査人監査

会計監査人である有限責任監査法人トーマツが、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施しております。なお、平成29年3月期の会計監査業務を執行した同監査法人所属の公認会計士は、滝沢勝己氏、古賀祐一郎氏及び補助者18名（公認会計士8名、その他10名）です。

（その他）

弁護士及び税理士と顧問契約を締結しており、業務執行における適法性確保のため必要に応じて助言を得ております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

交通事業を中心とする当社においては、事業の特殊性を考慮して業務に精通した社内取締役を選任し、常勤取締役には各部門の業務執行を委嘱するほか、常勤取締役を経験した非常勤取締役を主要グループ会社の代表取締役に選任する体制を採用しております。これにより、取締役会による取締役の職務の執行及び監督を効率的かつ少人数で行うとともに、その実効性をより高めることができるものと判断しております。

また、社外取締役2名を選任し、客観的・中立的な立場から有効な意見等を提供することで、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。さらに、取締役の職務の執行を監督する監査役には、常勤監査役2名を含む4名の社外監査役（全員が独立役員）を選任し、取締役から独立した監査役会事務局を設置する等、監査機能の強化を図り、独立した観点から意思決定に対するチェック及び検証を行うことができる体制を整備しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月29日開催の定時株主総会に関する招集通知は、法定期日より1週間前（6月7日）に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成27年6月26日開催の定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年6月26日開催の定時株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	平成17年6月29日開催の定時株主総会より、英文による招集通知を作成しております。
その他	株主総会招集通知発送日前に、当社ホームページ等に和文・英文の招集通知を掲載することにより、株主の議案検討のための時間を確保しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家を対象とした説明会を開催しており、経営統括部長が事業概要、経営計画並びに決算などについて説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（第2四半期決算発表後、決算発表後）開催し、取締役社長等が経営計画並びに決算などについて説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、東証適時開示資料、アナリスト・機関投資家向け説明会資料、事業報告書、株主総会招集通知・決議通知、株主優待制度等について掲載しております。 URL http://www.keisei.co.jp/keisei/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営統括部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令・社会規範の遵守並びに企業の社会的責任を遂行するため「行動規準」を制定し、株主、投資家との関係のほか、社会全体、顧客、取引先等との関係について規定し、取締役及び使用人に周知しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	（環境保全） 上記「行動規準」に環境への負荷低減に配慮する旨を規定しており、省エネ型車両の導入等により、CO2排出量を抑制しておりますが、更にエネルギー効率の高い公共交通機関の利用促進を図ることにより、社会全体の環境負荷低減を目指しております。 当社グループにおける環境への取り組みは「環境レポート」として当社ホームページに掲載しております。 URL http://www.keisei.co.jp/keisei/ir/csr/environment.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、内部統制システムを下記の方針に基づき整備することを決議しております。

「内部統制システムに関する基本方針」
1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) グループ経営理念に基づき、法令遵守を含むグループ行動指針及び行動規準を整備し、取締役及び使用人に周知徹底する。
(2) 法令及び定款に適合した社内規則及び職務権限規則を整備し、取締役及び使用人に周知し、職務執行を監督する。
(3) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス･リスク管理委員会を設置し、当社と子会社のコンプライアンスの取り組みを統括する。
(4) 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
(5) 業務執行組織から独立した内部監査部を設置し、監査役と連携して財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
(6) 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、周知する。
(7) 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、併せてその整備･運用状況の有効性を内部監査部において評価することにより、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び経営会議の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) コンプライアンス･リスク管理委員会において、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを統一的に評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、個別のリスク管理体制の活動状況を統括する。
(2) 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
(3) 災害･事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
(4) 大規模な災害、事故等が発生したときは、対策本部を設置し、迅速に対応する。
(5) 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
(6) 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス･リスク管理委員会の審議を経て管理部門を指定し、適宜管理体制を整備する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会（原則月1回開催）の決議により意思決定すべき事項と経営会議（常勤取締役で構成され、原則週1回開催）の審議により意思決定すべき事項について、取締役会規則、経営会議規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。
(2) 職制及び職務分掌、職務権限規則を整備し、各職務の権限と責任を明確化する。
(3) 経営計画を決定し、これに基づき職務を執行する。

5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a．子会社にグループ経営理念及びグループ行動指針に示される基本的考え方を周知し、行動規準の整備及び周知徹底を指導する。
b．グループ戦略部を設置するとともに、関係会社管理規程等を整備し、関係部門と連携して、子会社の管理を行う。
c．子会社は、必要に応じて経理規程並びに職務権限規則等の関係規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。
d．子会社は、コンプライアンス委員会を設置し、その議事を当社に報告する。
e．当社の取締役又は使用人は、必要に応じ、子会社の取締役等又は監査役に就任し、職務執行を監督する。
f．内部監査部が、子会社の内部監査を実施する。
g．当社及び子会社共通の内部通報窓口を設置し、周知する。
(2) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．京成グループ社長会等を定期的に開催し、グループ経営方針の伝達と経営情報の共有等を図る。
b．子会社は、京成グループ経営計画規程に基づき、経営計画を策定し、これに基づき職務を執行する。
(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a．コンプライアンス･リスク管理委員会において、当社と子会社のリスク管理を統括する。
b．子会社は、京成グループ社長会等を通じ、コンプライアンス･リスク管理委員会におけるリスク評価結果を当社と共有し、対応が必要なリスク項目について、適宜管理体制を整備する。
(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a．関係会社管理規程において、子会社が当社に報告すべき事項を明確化し、これに基づき子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行う。

6．監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
(1) 監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。

7．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役会事務局の使用人は、取締役の指揮･監督を受けない専任の使用人とする。
(2) 監査役会事務局の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。

8．監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
a．取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を監査役に報告する。
b．取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
(2) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
a．子会社の取締役等及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又はグループ戦略部に報告する。
(3) 通報者保護に配慮した内部通報者制度に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行わない。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求した時は、速やかに費用又は債務を処理する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会等、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握する。
(2)監査役は、会計監査人、内部監査部と定期的に会合をもち、情報を共有し、意見交換を行う。
(3)代表取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方
「内部統制システムに関する基本方針」1．(4)、及び3．(5)に記載しております。

2．整備状況
「行動規準」において反社会的勢力への対応方針を定め、社員手帳等に掲載するとともに、「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を社内掲示板に掲載及びグループ会社に配布し、周知徹底しております。これらに加えて、当社と第三者との間に締結する契約書について、暴力団排除条項を入れることとしております。
また、対応統括部署を定め、関係行政機関や外部の専門機関、法律の専門家との緊密な連携をとり、情報収集のほか法的な措置も含め組織的に対応できる体制を構築しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成28年6月29日開催の定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本施策」という。）の継続を決議しております。

1．本施策の目的
当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（以下「コア事業」という。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。
このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。
また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。
このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。
当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の判断に委ねられるべきものと考えております。
しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。
にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。
さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。
当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、本施策を定めております。

2．本施策の概要
（1）大規模買付ルールの設定
本施策においては、まず、大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」という。）として、株主及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主に意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めております。

（2）独立委員会の設置
本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」という。）の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委員会」という。）を設置することを定めております。

（3）大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続
本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうること、及びその発動手続として、原則として、前記（2）の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めております。

なお、本施策の詳細については、平成28年5月20日付適時開示資料「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」（当社ウェブサイト：http://www.keisei.co.jp/keisei/ir/index.html）をご参照ください。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1．会社情報の適時開示に係る社内体制
当社では、勤務するすべての者が行動するにあたって遵守すべき「行動規準」を制定しており、その中で「経営情報の適時かつ適正な開示」を定め、重要事項等発生時の迅速な報告について周知徹底を図っております。また、当社子会社等については、「関係会社管理規程」により経営上の重要な事項等に関する当社への迅速な報告体制を定めております。
当社及び子会社等で発生した重要事項は、適時開示規則等をもとに定めた「内部者取引防止規則」により開示までの管理等を行い、原則として

常勤取締役に委嘱されている業務の執行等に関する事項は経営会議（原則週1回開催）において審議の上で開示し、経営上の重要な事項は取締役会（原則月1回開催）において審議決定した上で開示しております。また、適時開示の基準には該当しないものの、株主・投資家に有用な情報であると判断した場合は、積極的に情報を公開するよう努めております。

2．適時開示に係る社内体制の監査

当社では、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を法令・社会規範の遵守並びに社会的責任の遂行という観点から検証・評価・改善することを目的に、内部監査部が定期的に内部監査を実施しております。

この内部監査の結果についてはコンプライアンス・リスク管理委員会委員に速やかに報告され、定例のコンプライアンス・リスク管理委員会（年2回）において監査遂行状況の報告を実施しております。

